

各 位

会 社 名 株式会社 R E V O L U T I O N 代表者の 代表 取 締 役 社 長 新 藤 弘 章 (コード番号 8894 東証スタンダード) 間合 せ 先 管 理 本 部 本 部 長 津 野 浩 志 電話番号 0 3 - 6 6 6 2 7 - 3 4 8 7

有償ストックオプション(第9回新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、2024年11月21日開催の取締役会において、当社の代表取締役に対して有償ストックオプションとして第9回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 有償ストックオプションとして本新株予約権を発行する理由

当社の代表取締役に対して、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるととも に、株主の皆様と当社の業績向上及び企業価値増大を共有すること等を目的として発行するものです。 本新株予約権は、①その割当日から約1年以内に一度でも東京証券取引所における当社普通株式の 終値が 1,000 円以上となること、かつ、②2025 年 10 月期における累計売上高 100 億円以上を達成す ることを行使条件としております。当社は現在、業績の改善やM&Aの実施等により、市場から一定 の評価をいただいておりますが、更に企業価値を向上させ、株主価値の向上を目指すべく、行使条件 として比較的短期間における目標を設定いたしました。具体的には、当社の代表取締役が 2023 年 12 月 14 日に代表取締役就任後、当社の普通株式の株価は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の 6ヶ月前である 2024 年 5 月 21 日の当社の普通株式の終値 230 円 (本株式併合 (以下に定義されま す。)を考慮し、当時の 10 株分の終値) から本新株予約権の発行に係る取締役会決議の直前取引日の 当社の普通株式の終値 669 円まで、直近6ヶ月間で2倍以上に上昇しております。また、当社の代表 取締役が代表取締役就任後本日までの約1年間で、当社の売上高は24億円から55億円へ2倍以上に 上昇し、時価総額は90億円から735億円へ500億円以上上昇しております。かかる株価の上昇率を維 持し、また、東京証券取引所プライム市場への市場区分の変更を目指すという観点から、東京証券取 引所プライム市場の上場基準の一つである最近1年間における売上高が 100 億円以上、かつ、時価総 額 1,000 億円以上となる見込みがあることという基準を充足することを目的として、行使条件を設定 しております。すなわち、①本新株予約権の割当日から約1年以内に東京証券取引所における当社の 普通株式の終値が 1,000 円以上となった場合、当該時価総額基準の充足が現実的となり、また、② 2025 年 10 月期における累計売上高 100 億円以上を達成した場合、当該売上高基準も充足されます。 東京証券取引所プライム市場への市場区分の変更の標準的な審査機関は3ヶ月間とされているところ、

変更申請のための準備も考慮し、当社の代表取締役の次期又は次々期任期中に、上記売上高及び時価 総額に係る上場基準をはじめとした東京証券取引所プライム市場の上場基準の達成に尽力し、東京証 券取引所プライム市場への市場区分の変更を実現させるため、本新株予約権の割当日から約1年以内 に上記①及び②の条件を達成することを行使条件として決定いたしました。そして、当該条件達成の ためには、代表取締役に対し、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるための 十分なインセンティブを付与することが必要と考え、また、権利行使後においても一定割合の株式を 保有させることにより業績向上及び企業価値増大に関する利害関係を当社と一致させる観点から、プ ライム市場上場企業における代表者の株式保有比率を参考にしつつ、2024年10月31日現在の当社の 発行済普通株式総数 112, 148, 557 株に対する希薄化率 3 %を基準として、本新株予約権 33, 644 個(株 式数 3,364,400 株) の割当て、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金 銭の額(行使価額)を 506 円(本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日までの直前 1ヶ月間の東京証券取引所における終値の単純平均値。小数点以下切り捨て。)とし、本新株予約権 の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を 1,722,000,852 円とすることが妥当と判断いたしました。なお、割当予定先の本新株予約権の発行に 係る払込み及び本新株予約権の権利行使にかかる資金の充当に関し、当社代表取締役の自己資金にて 充当するとともに、同人の自己資金のみでは不足しているため、柴田商事株式会社からの借入(借入 金上限 1,722,000,000 円、最終返済期限 2029 年 12 月 31 日、金利年 1.0%、担保及び保証無し)とあ わせて充当する予定です。柴田商事株式会社は、当社の間で物件の転貸借契約を締結し、当社が保有 していた物件を購入する等の取引関係があり、また、柴田商事株式会社の代表取締役である柴田達宏 氏(以下「柴田氏」といいます。) は、当社の普通株式 4,000,000 株(2024 年 4 月 30 日時点)を保 有する株主であり、同年10月8日付で当社の第7回新株予約権267,400個(当社普通株式26,740,000 株分)の割当てを受け、WeCapital 株式会社を当社に紹介する等当社と親密な関係があり、加えて、 数年にわたって当社の代表取締役とも懇意な関係にあることから、今回、柴田商事株式会社が融資を 提供することになりました。当社代表取締役は、2024年 11 月中旬頃、柴田氏との間で、当該借入に 係る柴田商事株式会社の貸付原資について、柴田商事株式会社の現預金にて確保するとともに、不足 分については出資金や投資証券等の売却や払戻しにより確保することを口頭で約しており、その前提 に基づき、当社代表取締役と柴田商事株式会社との間で、当社代表取締役の借入申込みに基づき原則 として柴田商事株式会社が確定的に貸付義務を負う内容の金銭消費貸借契約を締結いたします(実際 に、同社から受領した令和5年12月期決算報告書及び柴田氏への口頭の確認により、当該貸付原資の 大部分は同社の現預金で捻出でき、残部は同社の保有する出資金や投資有価証券の売却等により捻出 できる見込みであることを確認しております。)。なお、当社は、2024 年8月 29 日付けで、柴田商 事株式会社及びその代表取締役である柴田氏に関して、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を 専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(住所:東京都港区赤坂二丁目 16番6号 代表取締役:羽田寿次)より、反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領してい ることから、柴田商事株式会社及びその代表取締役である柴田達宏氏は反社会的勢力との関係がない ものと判断しております。

また、当該目標の達成のみならず、行使期間中において一度でも東京証券取引所における当社の普通株式の終値が 150 円を下回った場合、直ちに本新株予約権を行使しなければならない旨の条件を付しております。当該強制行使条項の決定に際し、行使期間中において一度でも東京証券取引所におけ

る当社の普通株式の終値が150円を下回った時としましたのは、当社の代表取締役が就任した2023年12月14日の終値は140円(本株式併合を考慮し、当時の10株分の終値)であり、当該終値に近接した株価である150円を下回るまで株価が下落した場合には、当社代表取締役としての経営に対する責任を負わせるため、強制的に行使(行使価額506円)させることとすることで、経営における責任に緊張感を持たせるためであります。

なお、本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数は、3,364,400 株 (議決権数 33,644 個)であり、当社の 2024 年 10 月 31 日現在における当社の発行済株式数 112,148,557 株 (議決権数 1,121,481 個)に対して 3.00% (議決権の総数に対しては 3.00% (いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入))に相当します。本新株予約権は、強制行使条項が付されており、当社の代表取締役が株価下落に対して一定の責任を負うと同時に、あらかじめ定める株価要件及び売上高要件の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の業績向上及び企業価値増大に資するものであり、また、当該目標達成するために当社の代表取締役がこれまで以上に邁進するための動機付けとなります。これに加えて、プライム市場上場企業における代表者の株式保有比率を参考に同水準の責任を負うことを意識し、本新株予約権の総数を決定したものであり、株式への希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

以上のとおり、本新株予約権の発行は、代表取締役に対して、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるのみならず、経営における責任に緊張感を持たせる内容となっており、株主の皆様と当社の業績向上及び企業価値増大の効果を共有することができるものと考え、発行することといたしました。

※ 当社は、2024年10月21日付で普通株式10株につき1株の割合で併合する株式併合(以下「本株 式併合」といいます。)を行っております。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の名称

株式会社REVOLUTION第9回新株予約権

- (2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
 - 当社役員 1名 33,644 個
- (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - ①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 3,364,400 株 (2024 年 10 月 31 日現在の当社の発行済普通株式総数 112,148,557 株に対する希薄化率 3.00% (小数点以下第 3 位を四捨五入)) とする(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は 100 株とする。)。但し、下記 2. (3)②及び③により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - ②当社が下記2. (6)の規定に従って行使価額(下記2. (5)②に定義する。)の調整を 行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当 該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生 じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及 び調整後行使価額は、下記2. (6)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数= 調整前割当株式数×調整前行使価額

- ③調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記 2. (6) ②及び⑤による行使価額の調整に関し、下記 2. (6) ②及び⑤に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- ④割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本 新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並 びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項 を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、 適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (3) 新株予約権の総数

本新株予約権の総数 33,644 個

本新株予約権1個につき金583円とする。

(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

なお、当該金額を決定するにあたり、本新株予約権の価格の評価を当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である茄子評価株式会社(所在地:東京都港区麻布十番一丁目2番7号ラフィネ麻布十番701号、代表者:那須川 進一)に依頼しました。当該機関は、本新株予約権を評価するにあたっては、新株予約権を含む株式の取得を権利行使の目的とするオプションの評価に広く用いられている評価モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いています。本新株予約権の評価概要としては、モンテカルロ・シミュレーションを用いて、ノックイン条項、強制行使条項付き新株予約権の評価額を算定しています。

なお、評価の対象となるノックイン条項、強制行使条項付き新株予約権の概要は、新株予約権 1個当たりの目的である株式数は普通株式 100 株、行使価額は 1 株当たり 506 円(本新株予約権 の発行に係る取締役会決議の直前取引日までの直前 1 ヶ月間(2024 年 10 月 21 日から 2024 年 11 月 20 日まで)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値)、付与日(割当日)が 2024 年 12 月 9 日、行使期間が付与日の翌日から 1.11 年、対象勤務期間はなし、ノックイン条項として、本新株予約権の割当日から 1.11 年以内に一度でも東京証券取引所における株価が 1,000 円を超え、かつ、2025 年 10 月期における累計売上高 100 億円以上を達成した時以降に行使可能となること、強制行使条項として、行使期間中において一度でも東京証券取引所における当社の普通株式の終値が 150 円を下回った時、新株予約権の保有者は権利行使をしなくてはならないことを前提としております。また、オプション評価額算定の基礎数値は、算定基準日 2024 年 11 月 20 日、算定時点における株価 669 円、行使価額 506 円、期間 1.11 年、株価変動性(ボラティリティ)102.68%、配当率 0.00%、無リスクの利子率(リスクフリーレート)0.436%を前提としております。加えて、新株予約権の時間的価値を評価反映させるため、条件を満たした場合の権利行使は満期日においてなされるものと仮定しています。

その結果、本新株予約権の1個の発行価額を、当該評価結果である本新株予約権の評価単価と 同額である583円としました。

行使価額の決定に際し、直前1ヶ月間(2024年10月21日から2024年11月20日まで)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値を基準値として算定しましたのは、特定の一時点を基準にするより、直前1ヶ月間という一定期間の平均株価という平準化された値を採用することで、一時的な株価変動の影響等特殊要因が与える影響を小さくすることができ、算

定根拠として客観性が高く合理的だと判断したためです。具体的には、当社の 2024 年 10 月 1 日 以降の株価は、同月 17 日の権利落ち発生日における一時的な高騰を除けば、同月 23 日まで概ね 終値の単純平均値 406.53 円程度で推移をしておりました。もっとも、その後、同月 23 日付け 「株主優待制度の新設に関するお知らせ」(その後の補足説明を含みます。)で公表しました株主 優待制度の新設を受けて、同月25日の当社の普通株式の終値は1株当たり578円まで上昇し、上 記公表前に比して高い金額で推移しております。これは、株主優待制度において、当社株式 2,000 株以上を保有していることを適用条件の1つとしたことから、株主優待制度の適用を目的 として一時的に当社普通株式が投機の対象となっているものと考えられますが、そのような一時 的な株価変動の影響を小さくしつつ、行使価額を算定することが合理的であると考えられます。 他方で、2024 年 8 月 30 日付け「株式交付による WeCapital 株式会社の株式取得(子会社化)に 関するお知らせ」で公表し、2024年 10月 11日付けで効力が発生しました WeCapital 株式会社の 株式取得(子会社化)等の要因により、当社の株価は全体としては上昇傾向が継続しております。 株主優待制度の公表による一時的な株価変動が与える影響を小さくしつつ、全体としての上昇傾 向も取締役会決議の直前日の株価に影響を与えるものとして考慮すべきであると考えられますの で、直前1ヶ月間という一定期間の平均株価を採用いたしました。なお、本新株予約権の発行の 同時に発行することを予定している第8回新株予約権の行使価額は 602.1 円 (発行決議日前日終 値の 90%(小数第2位切上げ))としておりますが、第8回新株予約権については行使価格の調 整という仕組みを設けることで、株価の変動リスクをヘッジしている一方、本新株予約権は行使 価額の調整という仕組みを採用していないため、本新株予約権の行使価額については、直前1ヶ 月間という一定期間の平均株価を採用することが妥当と判断いたしました。また、当該行使価額 金 506 円につきましては、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の直前取引日の東京証券取引 所における当社の普通株式の終値 669 円に対し 24.36%のディスカウント、当該取締役会決議の 直前取引日までの直近3ヶ月間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値 407円(小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。)に 対し 24.32%のプレミアム、同直近6ヶ月間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の 単純平均値 322 円に対し 57.14%のプレミアムとなります。

上記を勘案した結果、当社は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を 踏まえたとしても、上記のとおり行使価額の決定に際し、直前1ヶ月間の東京証券取引所におけ る当社の普通株式の終値の単純平均値を基準値として算定すべき理由があることや、直前取引日 の終値や当該行使価額を前提として算定された本新株予約権の評価額と本新株予約権の発行価額 が同額であることも併せて考慮すれば、本新株予約権の発行条件等の決定方法は適正かつ妥当で あり、特に有利な発行価額には該当しないものと判断しています。

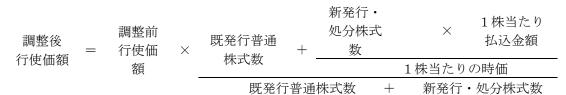
なお、当社監査等委員3名全員(うち会社法上の社外取締役3名)から、当社の判断と同様の 理由から、本新株予約権の発行条件等が割当予定先に対して特に有利な金額には該当せず、適法 である旨の意見を本日開催の取締役会で得ております。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株 式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとす る。 ②本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、金 506 円とする。但し、下記2. (6)の規定に従って、調整されるものとする。

(6) 行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、下記2. (6) ②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。



- ②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、 次に定めるところによる。
 - (i) 下記 2. (6) ④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、 無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分に つき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降 これを適用する。

- (ii) 株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 下記2. (6) ④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記2. (6) ④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記2. (6)④(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(v) 上記2. (6) ②(i)から(iii)までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記2. (6) ②(i)から(iii)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

調整後行使価額

- ③行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④(i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四 捨五入する。
 - (ii) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記2. (6)②(v)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (iii) 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記2. (6) ②(ii)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑤上記2. (6)②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - (i) 株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額 の調整を必要とするとき。
 - (iii) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使

価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要が あるとき。

⑥行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株 予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びそ の適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知 を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(7) 新株予約権の権利行使期間

2024年12月10日から2025年12月31日(但し、2025年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間(以下「行使期間」という)とする。(但し、下記2. (10)の規定に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)

(8) 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権者は、行使期間中に、以下に掲げる条件の全部を満たした場合に限り、本新株 予約権を行使することができる。
 - (i) 行使期間中に、一度でも東京証券取引所における当社の普通株式の終値が 1,000 円以上(但し、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。)となった場合。
 - (ii) 2025年10月期における累計売上高が100億円以上となった場合。
- ②本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び当社 子会社の取締役、又は当社が認める社外協力者であることを要する。但し、任期満了による 退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の法定相続人(当該本新株予約権者の配偶者 又は一親等内の親族1名に限り、以下「権利承継人」という。)に限り、本新株予約権を相 続することができる。なお、権利承継人が死亡した場合、権利承継人の相続人は本新株予約 権を相続できない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権の一部行使はできない。
- ⑥上記2. (8) ①にかかわらず、行使期間中に、一度でも東京証券取引所における当社の普通株式の終値が 150 円(但し、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。)を下回った場合、本新株予約権者は、直ちに本新株予約権を行使しなければならない。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- (10) 新株予約権の取得に関する事項
 - ①当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転

(以下「組織再編行為」と総称する。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織 再編行為の効力発生日前に、会社法第 273 条の規定に従って通知又は公告を行った上で、本 新株予約権1個あたりその発行価額相当額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全 部を取得する。

②本新株予約権者が、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当 社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができ る。

(11) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

また、割当先との新株予約権引受契約において、割当先は本新株予約権を譲渡することができない旨を合意する。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、組織再編行為をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、会社法第 236 条第1項第8号イからホまでに定める株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記本新株予約権の目的である株式の数に準じて決定 する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を 勘案のうえ、上記新株予約権の行使時の払込金額で定められる行使価額を調整して得られる 組織再編後の行使価額に、上記 2. (12) ③に従って決定される当該新株予約権の目的であ る再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織 再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約 権を行使することができる期間の末日までとする。

- ⑥新株予約権の行使の条件
 - 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関す

る事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

- ⑧新株予約権の譲渡制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑨再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 上記本新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。
- ⑩再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端 数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (13) 新株予約権の申込期日2024年12月9日(月)
- (14) 新株予約権の割当日及び新株予約権と引換えにする金銭の払込期日 2024年12月9日(月)
- (15) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

以 上